

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	使用許可の取消等		
根拠法令・条項	堺市立フォレストガーデン条例第11条第1項		
所 管 課	農 政 部 農 水 産 課		
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>(使用許可の取消等) 第11条 市長は、使用者、菜園使用者又は入園者（次項にのいずれか該当するときは、使用の許可を取り消し、そのおいて「使用者等」という。）が次の各号使用を制限し、若しくは停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、物件の除去、原状の回復若しくはフォレストガーデンからの退去を命ずることができる。 (1)偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。 (2)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3)使用の許可に付した条件に違反したとき。 (4)その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者等に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</p>		
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明 の別	・ 聴 聞 ・弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)		
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		